

令和4年美郷町議会議事録

第4回 定例会（第1号）

招集年月日	令和4年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和4年 12月 1日 午前 9時30分				
		議長 福島教次郎				
	散会	令和4年 12月 1日 午前 11時14分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議 員	5番	中原保彦	6番	原克美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	吉村猛
	総務課長	木川士朗	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年美郷町議会第4回定例会議事日程
(第1号)

令和4年12月1日(木) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	町長所信表明
4	行政報告
5	請願の委員会付託
6	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第59号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案の上程、説明 【条例案】 議案第57号 美郷町個人情報保護条例を廃止する条例の制定について 議案第58号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第60号 美郷町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 1 号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 6 2 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 6 3 号 令和 4 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 4 号 令和 4 年度君谷診療所特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 5 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 6 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 7 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 8 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

【一般事件案】

議案第 6 9 号 町道路線の廃止について

議案第 7 0 号 町道路線の認定について

(開会 午前 9時30分)

●福島議長

おはようございます。

ただ今から、令和4年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・中原議員、6番・原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日から9日までの9日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

異議なしと認め、本定例会の会期は本日から9日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、町長所信表明を議題といたします。

これより、町長に所信表明を行っていただきます。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。町長2期目に当たりまして、私の抱負を申しあげさせていただく機会を頂戴いたしましたこと、お礼申し上げます。まず、このたびの美郷町選挙に際しましては、町民の皆様をはじめ各方面から力強いご支援と温かいご厚情を賜り、引き続き、美郷町制を担わせていただくこととなりました。皆様からの大きな期待と職責の重さに改めて身が引き締まる思いでございます。2期目につきましては、私の目指す2つのビジョン「活気あふれる明るい町」と、「町外と活発な交流のある町」を目指して、1期目で蒔いた種の芽を出し、花を咲かせ、実をつけていく。「結果を出す4年間」にしたいと思っております。町行政のトップとして、先頭に立って全力で取り組んでまいり所存です。1期目を振り返りますと、度重なる江の川の豪雨災害、また、新型コロナウイルス感染症への対応といった過去にない未曾有の状況に対し、町民の安全安心健康生命を守ることに、まずもって最優先で取り組んでまいりました。豪雨災害対策では、毎年のように浸水被害に遭われていました港地区の防災集団移転を国や県に働きかけ事業化をし、全国初の事例として、道筋をつけることが出来ました。また、江の川の治水対策としまして、10年間で250億円という過去最大規模の国家予算をつけていただくことが出来ました。これから沿線の治水対策が進んでいくものと思っております。新型コロナ対策では、先手先手で状況に応じて対応をしてまいりました。町民の皆様のご協力をいただき、大きな混乱が起きることなく、何とかここまで来ることが出来たのではない

かと考えております。しわ寄せがいております医療施設、福祉施設への支援、保育所、小中学校への支援、また、町独自の対策として、抗原検査キットの無料配布、役場の分散勤務体制など、他市町に先駆けて踏み込んだ対策を実行してまいりました。また、コロナまん延の長期化により、疲弊をした町民の暮らしや町内経済への対策としまして、本年、2学期、3学期の給食費の無償化、また、みさとと。PAYカードを使った、「みさと丸ごと半額まつり」など、思い切った施策を打ってまいりました。また、ICTを活用し、健康教室や認知症予防、出産、子育てオンライン相談の実施や、災害時のリアルタイムの情報収集など、災害対応力の強化にも取り組んでいます。引き続き、町民の皆さんの安全安心、健康で不便の少ないまちづくりを進めていきたいと思っております。一方で、美郷町の将来のために人口減少対策、人口減少に伴って顕在化している様々な課題にも、全力で取り組んでいかなければなりません。令和2年国勢調査で、美郷町の人口は5年前と比べ545人の減少、減少率11.1%は県内19市町村中、最大となるなど、足元は町の衰退に拍車がかかり、将来の町の存続が危ぶまれるほどの危機的な状況にあるものと認識しています。1期目の4年間、人口減少を背景とした様々な課題への対策に着手をしてまいりました。高齢者向けには、公共交通を補う移動手段の確保、あるいは、家にいながらにして診察を受けられるオンライン診療の実用化などを推進してきました。商工業の衰退に対しましては、現在、計画しています粕渕中心市街地再開発を通して、美郷町の商工業活性化にぎわい創出につなげてまいりたいと思っております。また、耕作放棄地の拡大に対しましては、ファームサポート美郷の強化に加え、農林業の魅力化を図り、担い手の発掘に力を入れ、振興を図ってまいってきております。もっとも、これらは、人口減少に伴って発生しました目の前の課題であり、あるいは課題への対処であり、本質的な解決のためには、様々な課題の根本原因である人口減少に真正面から取り組んで改善をすることが、何よりも必要だと思っております。直接的な人口増加対策である移住定住施策はもちろん、繰り返し、町を訪れていただける滞在人口、町外に住みながら美郷町に関心を持ち、町の活性化に協力をしていただける活動人口といった様々な人口を増やし、人の流れを作り出していくことが、極めて重要であると考えております。戦略的に、これらの人口拡大に取り組んでまいりたいと思っております。この4年間で、人口減少対策の様々な種をまいてまいりました。移住定住の取り組みでは、去年は、空き家の解体や住宅建築の補助の充実、定住ポイントの拡充を行いました。若者定住住宅に関しましては、コンセプトを大きく見直し、魅力を向上させましたサステナブルハウス、自然の恵みと暮らす家として整備を進めてまいりたいと思っております。来週には全員協議会でお話をさせていただきますが、今後、PRを開始し、来年度には、募集、建設を予定しております。また、未来を担う子どもたちの支援にも、より一層力を入れていきたいと考えています。先だつての臨時会で、ご説明をさせていただきましたが、町内中学校を卒業し、大学等に進学を希望する子どもたちを対象に、返還不要の美郷町子ども未来応援基金を創設をいたしました。子どもの可能性を最大限広げ、安心して子どもを産み育てることができる、そういった町を目指し、また、将来はふるさと納税をしていただくことで、美郷町の子どもたちによる循環型支援の仕組みづくりを進めていきたいと思っております。滞在人口、活動人口に関連しましては、まず、美郷バレー構想が、日本中の様々な専門能力を持った11の企業、団体、自治体との連携に発展をしてきています。連携企業の町内進出もあり、雇用も生まれてきております。マスコミにたくさん取上げられた

こともあり、全国から視察の申込みが大幅に増えてきています。美郷町は、高校のない町であり、若者の力を町の活性化につなげることには限界がありました。しかしながら、麻布大学フィールドワークセンターの開設により、美郷町は、高校はないけど、大学がある町となりました。麻布大学の第2のホームタウンとして、自然や生き物が好きな若者や研究者が繰り返し美郷町を訪れてくれることになり、今後、地域との連携を強化することによって、町の活性化の切り札となる大きな可能性が生まれてきています。そして、鳥獣害対策にとどまらず、災害対策や、林業の活性化といった町の課題解決の取組に、連携は広がっています。今後、連携を一層深め、美郷バレー構想を進展させてまいりたいと思います。昨年設置しましたサテライトオフィス、みさとと。ネストは、全11室が早くも満室となり、テレワークやワーケーションの需要をしっかりと取り込むことが出来ております。今後もさらなる需要が見込めるのではないかと考えております。カヌーのまちづくりも大きく進みました。2025年に全国高校総体、いわゆるインターハイが初めて美郷町で開催をされ、2030年には国民スポーツ大会も予定をされています。現在、県の財政支援も受けまして、急ピッチで会場の整備を進めています。来年度に施設建設工事が始まり、再来年度には、競技会場が完成する予定です。邑智中学校、島根中央高校のカヌーは元より、全国のトップレベルから、ジュニアに至るまで、カヌーの競技者が集まる全国有数のカヌーの町、これの実現が視野に入ってまいりました。地域、そして、全町民の皆様と一緒に、カヌーのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。バリ島マス村との友好姉妹都市協定は、来年30周年を迎えます。先日、開催をいたしました、バリ島アート展、産業祭には、在大阪インドネシア共和国総領事館の、ディアナ・エミラ・サリー・スティクノ総領事にご出席をいただき、30周年に向けた弾みになりました。来年は1年を通じて、記念企画を実施してまいりたいと考えています。また、バリ島からの技能実習生は、7月に4人、11月に1人が来町をされました。順調にスタートしており、地域との交流も深まっています。町内企業からの要望もあり、今後も受入れを進めていきます。バリ島の自治体と友好協定を結ぶ日本唯一の自治体として、時間は少しかかるかもしれませんが、全国のバリ島好きが集まり、ユニークな活性化を起こす町として、今後も取り組んでまいりたいと思います。そして、「温泉」、「雲海」、「神楽」、「薬草」など、美郷町ならではの魅力を生かして、観光振興、活動人口、滞在人口の拡大などに結びつけてまいりたいと思います。これらの取組みに対しましては全国からも注目をいただいております。様々な企業、団体から連携のお話や提案も現在いただいております。美郷町の活性化、将来に向けて役立つものには、積極的に取り入れていきたいと思っています。以上のように、町の衰退の根本原因である人口減少対策にまいた種の芽が幾つか出始めております。2期目につきましても、人口減少に真正面から全力を挙げて取組み、町に活気をつくり出していきたいと考えています。町の活気は、町民の皆様自らが考え、力を合わせ、生き活きと取り組んでこそ、生まれてくるものです。そのような取組みを応援し、町民が主役の町を目指したいと思っています。一方で、高齢化、人口減少が大きく進み、内輪の頑張りだけでは限界があるのも事実です。今後も積極的に町外の力、ヒト・モノ・カネ・情報を積極的に取り込み、町の活性化、課題解決に結びつけてまいりたいと思います。町民の皆様、議会の皆様と一緒に、町の総力を挙げて、2つのビジョンを実現すべく、引き続き精いっぱい努力を続けてまいりたいと思います。町民の皆様、議員の皆様の格別のご理解、ご協力を賜

りますようお願い申し上げます。以上で、町長 2 期目に当たっての私の抱負とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●福島議長

所信表明が、終わりました。

日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議長よりご許可をいただきましたので 5 点報告をいたします。

1 点目は、「美郷町子ども未来応援金」へのふるさと納税についてです。先日の臨時会、全員協議会でご説明をいたしました美郷町子ども未来応援金」につきましては、現在、早速、対象者への周知を進めているところです。また、このたび、島根電気株式会社様から、応援金に賛同いただき、企業版ふるさと納税 500 万円をご寄附いただきました。この場を借りまして、改めて感謝を申し上げます。応援金は、当面は、現時点のふるさと納税の積立金と、毎年いただく寄附で賄える見込みではありますが、応援金を利用し、進学した子どもたちが社会人となり、ふるさと納税をしていただくようになるには、しばらく、年数がかかります。そのために、安定的に、そして一層の寄附をいただき、財源を確保していくことが重要と考えています。応援金に賛同いただける町外の方や企業に、ふるさと納税をしていただくため、今後も積極的に PR をしていく考えです。議員の皆様におかれましても、町外のご親族やお知り合いに、応援金の趣旨をぜひご説明をいただき、ふるさと納税を進めていただければ大変ありがたく存じます。美郷町の子どもたちの可能性を最大限広げ、安心して子どもを産み育てることができるまことにするため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 点目は、バリ島アート展と産業祭についてです。11 月 11 日から 13 日にかけて開催をいたしましたバリ島アート展には、3 日間で 900 人以上もの来場者があり、大変盛況でした。多くの町民の方や、県内からの来場者に加えまして、全国各地から、バリ島ファンの方にもご来場をいただいています。昨年美郷町ビジネスプランコンテスト対象者のシンク・ア・フェーズ株式会社が運営しますバリ島情報発信メディアバリ島旅行の見方での情報発信によるものと考えています。このたびのアート展では、モネズ氏の日本初の展示会として、モネズ氏の作品 7 点に加えまして、美郷町民が所蔵されております 69 の貴重な所蔵品も、展示をさせていただきました。12 日には、モネズ氏の美郷町の印象を表現された作品のライブペインティングが行われ、50 人以上の観覧者が集まっております。作品、「美郷を楽しむ」という名前で製作をされましたが、現在、役場庁舎 1 階のフロア入り口に展示しておりますので、ぜひ町民の皆様、議員の皆様にご覧いただきたいと思います。11 月 13 日には、感染拡大防止のため、参加を町民の方に限定をさせていただいて、美郷町産業祭、美郷ふるさと祭りを開催いたしました。当日はあいにくの空模様でしたが、約 700 人の方にご来場いただき、34 のブースが出展をされ、昼には売り切れになるブースも出ておりました。ユーチューブによるライブ配信は、昨年の 1.6 倍となる 1400 人以上の閲覧者がありました。また、バリ島アート展、産業

祭の両方には、在大阪インドネシア総領事館のディアナ・エミラ・サリー・スティクノ総領事にご出席をいただいております。アート展や、美郷サリによるガムラン音楽と舞踊、都神楽団による神楽をご覧いただき、大変感激をされ、出演者との記念撮影もしていただいております。そして、昨日 30 日に大阪市で行われましたインドネシア独立 77 周年記念レセプションに、総領事から、私をご招待をいただきまして、来賓として出席をしてまいりました。これらは、来年のマス村との友好都市協定締結 30 周年に向け、大変弾みになっております。来年の計画の検討をしっかりと進めてまいりたいと考えています。

3 点目に、みさとと。PAY カードの役場での利用開始についてです。本日 12 月 1 日から、住民票や戸籍関係の発行、火葬場使用などの各種手数料、使用料やふるさと納税の支払いで、みさとと。PAY カードが使えるようになりました。また、本庁会計課と大和事務所に置いて、電子マネーがチャージもできるようになりました。対象となる主な支払いにつきましては、広報みさと 11 月号に掲載をしています。この他の支払いにつきましても、利用の検討をしております。役場でのキャッシュレス決済、また、みさとと。PAY カードの推進を進めてまいりたいと思います。

4 点目に、麻布獣医学園の教職員組合による美郷町特産品購入についてです。麻布大学職員会では、災害地域を応援するための特産品購入企画を毎年実施をされています。昨年は、長年の交流があり、令和 2 年に江の川被害を受けた美郷町を応援するという趣旨で、山くじら積み合わせセットを多数ご購入いただきました。この詰め合わせセットは、職員の皆様には、大変好評であったと聞いています。そして、今年も同職員会から、1 セット 1 万円の山くじら積み合わせセット、50 個の注文をいただきました。今年のセットには、島根中央高校の生徒がデザインをしたラベルを張り、麻布大学フィールドワークセンターの高大連携の取組が分かる工夫も取り入れています。麻布大学の第 2 のホームタウンとして、教育、研究以外の分野でも幅広く交流を深めていきたいと考えています。

5 点目の工事発注状況につきましては、タブレットに配信をしておりますので、ご確認いただければと思います。以上で行政報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第 5、請願の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております請願は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。会議規則第 92 条第 1 項の規定により、教育民生委員会へ付託しますので、審査、調査をお願いいたします。

日程第 6、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案のうち、まずは、議案第 59 号の条例案について上程をいたします。それでは、議案第 59 号の提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第 59 号について、ご説明を申し上げます。この条例は、令

和4年の人事院勧告を踏まえ、一般職の勤勉手当について、再任用以外の職員は、0.10月、再任用職員は、0.05月引上げ、また、行政職、医療職の給料表と、特定任期付職員の給料表の改定を行うものでございます。新旧対照表をお開きください。この条例は、美郷町職員の給与に関する条例を2条構成2段階で、美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、第3条で改正するものでございます。第1条で、令和4年度の勤勉手当の支給割合と、行政職、医療職の給料表を改正、第2条で、令和5年度の勤勉手当の支給割合を改正し、第3条で、特定任期付職員の給料表を改正をいたします。第1条の改正についてご説明いたします。第19条の第2項第1号で、勤勉手当の支給割合を、100分の95から100分の105とし、12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.1月分引上げ、同項2号で、再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05月引上げます。これにより、令和4年度の勤勉手当の合計支給割合は、再任用職員以外は、1.90月から2.00月に再任用職員は、0.90月から0.95月に改定をいたします。次に、別表第1の行政職給料表と別表第2の医療職給料表を、人事院勧告を踏まえ改正をいたします。平均改定率は、行政職で0.22%、医療職で0.14%、主に30歳代半ばまでが影響をいたします。続いて、第2条の改正についてご説明いたします。12ページをお開きください。この改正で、令和5年度の勤勉手当の6月と12月の支給割合を均等にするものです。第19条第2項第1号で、先ほどの改正で、支給割合を100分の105としたものを、100分の100とし、同項第2号で、100分の50としたものを、100分の47.5とします。令和5年度の勤勉手当の合計支給割合は、令和4年度の合計支給割合と変わりありません。次に、第3条で、特定任期付職員の給料表を人事院勧告を踏まえ改正します。1号給のみ額の改定をいたします。議案の方に戻り、附則の欄をごらんください。この附則では、先ほど説明申し上げました規定の施行日等を定めています。第1項と第2項では、これらの規定の施行日、適用日について定めます。第1項は施行日を定めます。第1条と第3条の改正は、令和4年度の給料表、勤勉手当に係るもので、すぐに施行する必要があるため、施行日は公布日とします。第2条の改正は、令和5年度からの勤勉手当であるため、施行日は令和5年4月1日とします。第2項は、第1条と第3条の規定の適用日を定めます。第1条と第3条による給料表の改正は、令和4年4月1日から第1条による勤勉手当の改正は、令和4年12月1日から適用いたします。第3項から第5項は、給料表を改定する場合の定型的な規定であり、こうした場合の措置を定めます。第3項は、給料表改定前に支払われた給料は内払いであること。第4項は、給料表の改定に伴い、職員間の健康に支障があるような場合に必要な調整等を行うこと。第5項は、さらに詳細がある場合の委任を定めます。以上で、議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●福島議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議案第59号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第59号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 59 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております残りの議案は、条例案 4 件、予算案 7 件、一般事件案 2 件の計 13 件であります。議案 57 号から議案第 75 までの残り 13 議案を一括上程いたします。

初めに、議案第 57 号から議案第 61 号までの条例案残り 4 件について順次、提案理由の説明を求めます。

●**福島議長**

番外、総務課長。

●**木川総務課長**

上程いただきました、議案第 57 号について、ご説明いたします。本条例は、個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールが定められたことに伴って廃止するものでございます。個人情報保護とデータ流通の両立を図る目的で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されました。これまで自治体は、各々個人情報保護について、規定した条例に基づき対応してきたところですが、自治体ごとの規定や、運用の相違により、保護水準の違いがあり、また、そのことで、個人情報の活用に支障があり得るということが今後の社会のデジタル化、個人情報保護の国際的な制度調和といった観点から、国における課題となっております。この法改正は、これらの点を踏まえ、今後の国全体の個人情報保護制度を設計するため行われたものです。今後、自治体では、基本的にこの法律に基づき、国の示すガイドラインによる統一的ルールのもと、個人情報保護に係る事務を取り扱うこととなります。附則第 1 項としまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。附則第 2 項と第 3 項では、廃止前の条例に規定されている業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない義務と、不当な目的に利用してはならない義務、また、この条例の施行日前になされた個人情報の開示、訂正、削除、利用中止、提供中止の申請については、この条例の施行日後も、従前の例により取り扱うことを規定しております。附則第 4 項では、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について規定しております。法改正により、個人情報保護審査会が担っていた事項は、行政不服審査会がまた、個人情報保護審議会が担っていた事項は、改正法の規定に従い対応してまいります。個人情報保護審査会と個人情報保護審議会の廃止に伴い、当該委員報酬の規定を削るもの

でございます。附則第5項では、美郷町私債権管理条例の一部改正について規定しております。美郷町私債権管理条例第6条第1項において、美郷町個人情報保護条例の規定を引用する箇所がございますが、条例の廃止に伴い、その部分の文言を改正するものでございます。以上で、議案第57号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第58号について、ご説明申し上げます。この議案は、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に準じ、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により、地方自治体において同様の措置を行うために、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和について、所要の改正を行うものでございます。この改正は、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を、一層容易にすることが狙いです。改正では、条文の改廃、構成の変更など、複雑になっておりますので、この改正による変更について、その概要を申し上げます。1点目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和です。子の出生後、8週間と6月を経過する日以後も任期がある場合、または、引き続き、任期の更新、採用の可能性がある場合は、子の出生後8週間以内の、育児休業を取得することができることといたします。これまでは、1歳6月到達日までの残任期が必要でしたが、残任期が8週間と6月の約8月あれば、育児休業が取得可能になり、より短い任期の場合で、取得可能とするものでございます。この点に関する主な改正箇所は、新旧対照表1項の第2条第3号アになります。2点目は、非常勤職員の子が、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。子が1歳から1歳6月に達するまでの期間における育児休業について、職員または配偶者が非常勤の子が、1歳に達するまで育児休業を取得し、引き続き、配偶者が、その翌日から育児休業をして取得している場合に職員は、期間の途中から育児休業を取得することができることとします。これまでは、1歳到達日の初日から、引き続きの場合のみ取得可能でしたが、初日以外の途中から取得可能とするものでございます。また、子が1歳6月から2歳に達する日までの期間における育児休業についても、これと同様の取扱いといたします。この点に関する主な改正箇所は、新旧対照表1項の第2条第3号イ、新旧対照表2項から4項の第2条の3第3号、第2条の4になります。合わせて、これらの改正や法改正を踏まえて、新旧対照表、5ページ以降の第2条の5、第3条の2、第9条について、用語、規定を整理をいたします。附則で定める施行日は公布日からといたします。以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第60号、美郷町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この議案は、美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計につきまして、住宅新築資金等貸付事業に係る美郷町から貸付期間でありました株式会社かんぼ生命保険に対する元金及び利子の償還が、令和3年度末で完了したことに伴い、令和4年度をもちまして、美郷町住宅新築資金等貸付け事業特別会計を廃止するというものでございます。なお、現在までに未償還となっている個人の債権につきましては、引き続き、丁寧な調査と徴収に努めることとし、この事務事業に係る経費につきましては、令和5年度以降、一般会計で対応することとしております。それでは、改正の内容

につきまして、ご説明させていただきます。2 ページ、改正文をごらんください。美郷町特別会計設置条例の一部を次のように改正する。第 1 条の表の (1) 美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計の項を削り、同表の (2) 美郷町下水道事業特別会計から (6) 美郷町後期高齢者医療特別会計までを一つずつ繰上げ改正後は、(1) 美郷町下水道事業特別会計から (5) 美郷町後期高齢者医療特別会計に改め、同条の見出し及び上面を削ります。あわせて、住宅新築資金等貸付事業特別会計に関する弾力条項の適用を規定しておりました第 2 条を削るとしてあります。続いて、下段の附則でございます。1、この条例の施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしており、3 ページ、2、特別会計の廃止に伴う経過措置として、改正前の特別会計設置条例に基づく、美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る令和 4 年度の出納整理及び決算につきましては、従前の例によるとしてあります。3、美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権債務及び財産は、美郷町一般会計に帰属するものとするとしてあります。以上で、議案第 60 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 61 号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例等の所要の改正を行うものでございます。それでは、改正の内容について、ご説明いたしますので、おそれ入りますが、新旧対照表をお開きください。初めに、第 1 条関係です。1 ページをお願いいたします。第 18 条の 4、納税証明書の交付手数料の規定でございます。ここでは、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の一部改正により、DV 被害者等から、登記書に申出があった場合、当該申出者に係る登記事項証明書については、登記簿上の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することとされたことに伴い、市町村の窓口におきましても、台帳の閲覧や、各種証明書を発行する際に、DV 被害者等の登記簿上の住所情報等が漏れないようにする規定が整備されたことに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。続きまして、第 33 条第 4 項及び第 6 項、所得割の課税標準に係る事項並びに、2 ページ第 37 条の 9、配当割額または、株式等譲渡所得割額の控除の規定です。現行制度では、上場株式等の配当所得及び譲渡所得のうち、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきまして、所得税と個人住民税で、異なる課税方式の選択が可能となっており、所得税と個人住民税で課税方式が一致しない場合があります。金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことを踏まえ、税の公平性の観点からも、今回、課税方式を一致させるための法改正が実施されたことに伴い、関連の規定を整備するものでございます。続きまして、3 ページ、第 36 条の 2、町民税の申告では、現行の制度に合わせて、控除対象配偶者に関する文言の整理等がなされたものです。4 ページ、第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書並びに 5 ページ、第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定でございます。配偶者控除等の適用を確実に判定するため、給与所得者及び公的年金等受給者が、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとされたことに伴い、関係の規定を整備するものでございます。続いて、6 ページ、第 73 条の 2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び第 73 条の 3、固定資産課税台帳に記

載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、先ほど、第18条の4でご説明申し上げたものと同様に、DV被害者等の支援措置に係る規定の整備を行うものでございます。続きまして、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。こちらでは、住宅借入金等特別税額控除の適用期間が延長されます。所得税における住宅ローン控除の適用期限が4年間延長され、令和7年12月末までに入居した方が対象となる他、新築住宅等に係る控除期間が現行の10年間から3年間延長され、13年間とされたことに合わせ、住宅借入金等特別税額控除の適用期限も延長されるため、関係の規定を整備するものでございます。7ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例です。先ほどご説明申し上げましたように、現行では、上場株式等に係る配当所得は、課税方式の選択が可能でありましたが、改正後は、所得税の申告がある場合に限り、申告分離課税にも適用するというものでございます。続いて、8ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ですが、こちらは、法改正に合わせた改正を行ったことにより生じた項ずれを修正するものでございます。附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び9ページ、第20条の3、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例です。こちらにも、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるための改正に伴い、確定申告書の付記事項から、課税方式の選択に係る規定を削除する改正でございます。最後に、11ページをお開きください。第2条関係です。こちらは、令和3年度に一部改正を行った条例のうち、まだ施行期日の到来していないものにつきまして、さらに改正を加えるものでございます。第1条関係でもございましたように、公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文をごらんください。5ページ、この改正条例の附則でございます。第1条で、この条例の施行期日を令和5年1月1日からとしておりますが、以下の第1号から第3号に該当するものにつきましては、各号に規定する日となっております。また、第2条では、納税証明書に関する経過措置、第3条では、町民税に関する経過措置、第4条では、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。以上で議案第61号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

次に、議案第62号から議案第68号までの予算案7件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは、失礼します。上程いただきました議案第62号、令和4年度美郷町一般会計補正予算第5号について、ご説明を申し上げます。議案第62号、こちらは補正予算第5号でございますが、歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ1億3265万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億3104万3000円とするものです。補正につきましては、歳入では主に財源更正による財政調整基金からの取り崩し枠の減額、また、

令和3年度決算審査が確定したことにより、純繰越金を計上をしております。歳入にもありますが、歳出では、エネルギー、商品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対してより活用される仕組みとして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金における重点支援分が、このたび創設されました。美郷町に対しましては、交付限度額3175万7000円を活用して、住民の皆様や地域の事業者の実情に合わせて、必要な支援を事業化していく取組の予算立てとしてしております。これらの交付金は、別に予算決算委員会での参考資料をご用意することとしておりますので、ご審議にご活用をお願いしたいと思います。補正内容は、第1表、歳入歳出予算補正及び明細となる事項別明細書の総括ということになります。詳細につきましては8ページの明細書内訳、こちらの方で、人件費以外の主なものについてご説明をさせていただきます。それでは8ページをお願いします。まず歳入です。中段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金です。説明欄に、障害者自立支援給付費負担金。こっちに375万3000円の増額です。理由につきましては、介護給付費の見込み増によるものです。その下、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金です。保健対策総合支援事業費補助金70万2000円増額しております。内訳としましては、新型コロナウイルス感染症対策、こちらに対する繰越分、こちらを支給45万円。また、保育体制強化分として、事業費分としまして、25万2000円。合わせて70万2000円でございます。その下、目5総務費国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時創生交付金、こちらが、重点支援枠としまして、3175万7000円。ちなみにこちらは国の予算としましては、令和4年度の予備費からを財源としたものを計上したいと思います。次ページをお願いします。款15県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金です。先ほど国庫支出金にもありましたが、障害者自立支援給付費の負担、介護給付費の見込み増によるというもので、187万6000円、こちらを増額しております。下段、款15県支出金、項2県補助金、目5教育費県補助金でございます。こちらは、国民スポーツ大会市町村競技施設の整備補助金として島根県より2360万3000円を受入れる準備をしております。その下、災害復旧費県補助金、現年度農業用施設災害復旧補助金でございます。7月に発生しました災害で、農業施設災が発生しましたが、補助債という部分ではなくてですね、単独災での対応をしたために、補助部分につきましては、減額130万を計上しております。10ページをお願いします。款15県支出金項3委託金、目2総務費委託金です。知事選及び県議会選挙委託費、令和5年度の選挙の執行ではございますが、準備にかかる費用としまして284万3000円。こちらの方を県から委託金として受けます。3段目、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金。調整基金の繰入金としましては、この度、財源更正に伴う減額ということで、1億400万円を基金繰入れを減額しております。その下款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金です。純繰越金としまして、先ほど冒頭申し上げましたように決算確定によりまして、1億7827万円を、この度計上します。次ページをお願いします。款20諸収入、項7雑入、目5雑入、総務費雑入でございます。火災損害保険料共済金でございます。こちらは、潮温泉のワイナリー施設のですね、付属施設並びに太陽光発電システム、これがともに落雷の被災を受けまして、保険料、共済金としまして124万2000円を計上しております。その下、3民生費雑入です。地域支援事業委託料。こちらは包括型事業分のですね、実績の見込みが増ということで、169万7000円増額をしております。下段、款21町債、項1町債、目5土

木債でございます。土木債のうち道路整備事業債、上段の過疎対策事業債 1180 万円減額をしておりますが、予定をしておりました早水川の耐震化事業、こちらですね、諸事情によりまして、令和 5 年度以降のですね、事業として先送りをするため、皆減でございます。その下、公共事業等債をしたりですね、1060 万、新たに計上しております。これは都賀西都賀行線ですね、架さ上げ工事、こちらの工事に係る事業費に、起債を充てるということ新たに計上しております。目 7 教育債、節 4 社会教育施設整備事業債です。過疎対策事業債としまして計画をしておりましたが、カヌー競技施設整備分、こちら県から補助金を受けることになりましたので、900 万円、町債を減額することとしています。その下、8 災害復旧債、先ほど 7 月災害の事情をお話しましたが、農業水産施設災害復旧債、説明欄では現年災害復旧事業債、こちらを 60 万減額をしまして、新たに単独災害の復旧事業債を 130 万円計上させていただいております。1 ページ飛びまして、歳出でございます。13 ページをお願いします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費です。説明欄 001 ですね、財産管理費、こちら、先ほど県からの補助金を受けたうちですね、実際に当該年度で活用することのない部分につきましては、この度、カヌー協議の関係で、基金に積立てを 1460 万 3000 円することとします。これは後年に係る事業費に充当するものでございます。その下目 6 企画費です。001 企画費でございます。修繕費、100 万円計上しております。これは、みさとと。ネストのですね、2 階部分の天井が、何か損傷をしておまして、その修繕ということで計上しております。これは新型コロナウイルスの地方創生交付金の通常枠のところを充当して予算立てをしております。その下、002 定住推進費です。広告料並びに事務業務委託料、これは令和 5 年度以降、建設されます新たな若者定住住宅、こちらの入居者に関わるところの募集に際して、各種広告、そして広告に係るデザインなどの費用を充てて、広告料につきましては 111 万 1000 円。そして事務業務委託料 187 万円を計上しております。その下 003、公共交通対策費、補助金 1210 万円を計上しています。内訳としましては、石見交通、こちらに、コロナの対策の補助金としまして、これは県と連動した制度でございまして、60 万円を計上しています。そしてまた石見交通ですね、IC カードをこの度整備するということで、その整備補助金 214 万 9000 円。また、三江線代替交通運行補助、こちらに、935 万 1000 円、合わせたところが、1210 万円でございます。その中で、石見交通に関しての 60 万と 214 万 9000 円、こちらにつきましては、新型コロナの重点支援部分を充当したものとしております。少し飛びまして、16 ページをお願いします。下段、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費です。001 社会福祉総務費、こちら、1310 万 8000 円上げております。補助金のところでですね、特に大きな額、1640 万 4000 円。内容としましては、社会福祉団体に対する電力、ガス等のですね、価格高騰支援ということで、6 法人に向けて、補助金として用意をしております。これも、重点支援策としての費用を充てております。また 1 ページ飛びまして、18 ページをお願いします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 障害者福祉費です。001 障害者福祉費、こちら法律による規定の扶助ということで、750 万 9000 円。内訳につきましては、介護給付費の見込み増を 716 万 7000 円と、補装具の整備が、この度生じまして 34 万 2000 円。合わせて 750 万 9000 円でございます。1 番下の段、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費でございます。説明欄 001 児童福祉総務費でございますが、ここ全体で 1951 万 2000 円の増額を計上しております。主なものとしましては、19 ペ

ページをごらんください。19 ページ、事務事業委託料 1800 万円。また、補助金 140 万 4000 円とあります。事務業務委託料の 1800 万につきましては、この度、子育て世帯物価高騰対策としまして、1、子どもの世帯に対して 1 人当たり 3 万円のですね、みさとと。ポイントのポイント付与ということで、600 人を対象としまして 1800 万円でございます。こちら、新型コロナの重点支援策分を充当する予定です。そして、その下の補助金 140 万 4000 円、これ 2 つ事業ございまして、1 つは、新型コロナ対策事業費としまして 90 万円。また、保育体制強化事業ということで 50 万 4000 円、いずれも、各保育所へ向けての補助金でございます。その下、飛びまして、21 ページをお願いします。款 6 農林水産費、項 1 農業費、目 2 農業総務費でございます。説明欄の 002 農業施設管理費でございます。工事請負費 260 万を計上しております。これは、ゴールデンコートピアにあります麻布大学が借りて入っておられます施設のですね、トイレの改修、こちらはですね、色んな、今後、学生さんが来られるということで、コロナ対策も含めて改修を 260 万、計画をしております。これは同時にコロナの通常分の感染症対策として、費用を充当する予定です。続きまして、目 3 農業振興費です。説明欄 001 農業振興費、こちらの中の補助金 1265 万 7000 円。2 点ございまして、1 つは、水稻の次期作分ですね、の支援給付金としまして、10 アール当たり 3000 円。町内で一応対象を 1 万 9900 アールとしましたところで、597 万円、またもう一つは、前回もございましたが、新たにまた、畜産関係で、肥料価格高騰対策事業としまして、化学肥料の低減の要件に増加しました肥料経費の 15%を保管するというもので、668 万 7000 円を計画をしております。合わせて 1265 万 7000 円でございます。23 ページをお願いします。款 6 農林水産事業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費です。説明欄 001 林業振興費、報償金 260 万でございます。こちら有害鳥獣のですね、駆除ということで実績に伴いまして、イノシシについては 400 頭、シカについては 20 頭を新たな実績を見込みまして、計上をしております。続きまして、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費でございます。観光費 001 でございます。こちらではですね、次ページの方をちょっと、24 ページをごらんください。工事請負費 200 万。こちら、田之原のですね、展望台、今、雲海等です、有名になっておりますが、こちらの展望台へのですね、案内看板の設置費用として、計上させていただいております。その下、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 3 道路新設改良費でございます。001 道路新設改良費 3102 万 5000 円。特に工事請負費 2560 万 1000 円。土地購入費 110 万円、報償金 401 万円、こちらは、都賀西都賀行線の嵩上工事、こちらに係る工事の経費をこちらに計上しております。次ページをお願いします。款 8 土木費、項 2 土木橋梁費、目 4 橋梁維持費、こちら 001 橋梁維持費、歳入の際も申し上げましたが、早水川の耐震化に係る経費の皆減でございます。測量設計委託並びに工事請負費、合わせて 3000 万 1000 円の減額です。26 ページをお願いします。中段、款 9 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費、説明欄 004、感染症対策費消耗品としまして 177 万 4000 円を計上しております。これは、新型コロナウイルスの感染に対しまして、抗原検査キットをですね、非常時に対して用意するというので 2000 セットを用意をしております。こちら、コロナの通常分として、充当させる予定です。27 ページをお願いします。中段、款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、説明欄 001 学校管理費です。内訳としまして、事務事業委託料 170 万 4000 円。これは邑智小学校のですね、玄関周りのどうも地下というか、下がですね、空洞化をしているというふうな恐れがあ

るということで、それに対する調査費ということで170万4000円を上げさせていただいております。29ページをお願いします。下段、款10教育費、項7保健体育費、目1保健体育総務費でございます。こちら、001保健対策総務費、この事業につきましては、カヌー場の整備に係るものについて、従来、事務業務委託料並びに工事請負費につきまして計上しておりましたが、事業実施の見込みに伴いまして、測量設計費にですね、全て5190万を組替えをしております。次ページをお願いします。款10教育費、項7保健体育費、目3学校給食費です。001学校給食費、こちらは全体では530万4200円増額計上しております。修繕費としました130万円につきましては、給食センターのですね、洗浄機、こちらの方をですね、より衛生な形のものに更新をするということで、130万円を計上しております。これも新型コロナの通常分としての事業費を充てる予定です。その下、補助金でございます。これは、給食の負担軽減ということで、これは、軽油価格物価高等対策分としましたコロナの通常枠、404万2000円を補助金として、今回付けさせてもらいました。歳出歳入は以上でございます。それでは、地方債のご説明をします。5ページをお願いします。5ページにつきまして、先ほど町債のところですね、個々にはご説明差し上げましたので、割愛させていただきます。今回の補正につきましては、全体で950万円減額をしまして、6億9820万円とさせていただきます。起債の方法、また利率、償還の方法については、これまでと変わりはありません。以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

議案第63号、令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明をさせていただきます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ380万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2億9261万5000円とするものでございます。それでは、主な補正内容につきまして、予算に関する説明書において、ご説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。歳入でございます。款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金でございます。93万5000円の補正でございます。こちらは合併浄化槽の申請件数が、当初の見込みから4件増えまして12件となったことによりまして補正をしております。次に、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金37万3000円の補正でございます。こちらは、公共下水道事業、それから農業集落排水事業等、各事業の運転費や合併浄化槽設置の増加に伴う繰入金の補正となっております。次に、款6町債、項1町債、目1下水道債、250万円の補正でございます。こちらは合併浄化槽4件の増加に伴う補正になります。続きまして8ページをごらんください。歳出でございます。款1下水道費、項1下水道事業費、目1特定環境保全公共下水道事業費33万3000円の補正でございます。主なものは給与改定に伴う人件費の補正、それから固定資産台帳整備業務の事業費の確定に伴う測量設計委託費の減額、それから消費税の確定に伴う公課費の減額となっております。その下でございます。目2特定環境保全公共下水道建設事業費は、委託費から工事費2～05万円の組替えをしております。汚泥ポンプの交換と電気設備の改修を行うために組替えを行っております。次に、項2農業集落排水施設事業費から9ページ下段の項4特定地域生活排水事業費、目1特定地域生活排水事業までの各事業の測量設計委託の減額につきましては、先ほど公共下水

でご説明しました。固定資産台帳の整備業務の確定によりまして、それぞれ減額補正としてございます。9 ページの上段、項 2 農業集落排水施設事業費の説明欄、事務事業委託料 96 万 2000 円でございます。こちらは脱水汚泥処理にかかる汚泥水質の分析費用の補正でございます。次に、9 ページ下段、項 4 特定地域生活排水事業費、目 2 特定地域生活排水建設事業費 375 万 9000 円の補正でございます。こちらは、先ほど申し上げました合併浄化槽の 4 基分の追加による補正となります。最後に、4 ページをご覧ください。第 2 表、地方債の補正でございます。起債の目的、特定地域生活排水処理施設事業債につきましては、先ほどから申し上げております合併浄化槽 4 基分の追加に伴いまして 250 万円を増加しまして、補正後 1421 万円としてございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。以上、議案第 63 号、美郷町下水道事業会計補正予算第 1 号について、ご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第 64 号、令和 4 年度君谷診療所特別会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、2 歳入歳出それぞれ 22 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 550 万円とするものでございます。では、詳細をご説明いたします。6 ページをごらんください。歳入でございます。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。補正額 43 万 1000 円でございます。これは一般会計からの繰入金となります。款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保健衛生費補助金 20 万 6000 円の減でございます。これはへき地診療所運営費補助金がコロナ対応等により、先生のご都合で開所日数の減少により減額見込みとなったものによります。続きまして、7 ページをご覧ください。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。補正額 22 万 5000 円の増額となっております。これは先ほどご承認いただきました職員の給与改定によるものとなっております。総額が、一般管理費が 22 万 5000 円で、その他返還金、先ほどご説明いたしました令和 3 年度へき地診療所運営費補助金の返還金 19 万 1000 円を計上させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 65 号、令和 4 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3223 万 7000 円を追加し、予算総額を 7 億 302 万 2000 円とするものでございます。補正の主な内容としましては、今年度上半期の実績から保険給付費の増額が見込まれるため、歳出及びこれに対応する歳入の普通調整交付金の増額を反映させるものでございます。また、令和 3 年度の決算に伴い、繰越金が確定したことによる国保基金積立金も計上しております。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 8 県支出金、項 2 県補助金、目 1 保険給付費等交付金 3418 万 9000 円の増額でございます。

今年度4月から10月までの給付実績を考慮し、普通調整交付金の増額を見込んでおります。続きまして、款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金399万7000円の減額となっております。こちらは、人事異動に伴う人件費の減額並びに財政安定化支援事業繰入金の減額を見込んでおります。款14繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、こちらは、前年度の決算に伴う繰越金で、204万5000円を計上しております。続きまして、7ページ歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額331万2000円の減額でございます。説明欄にありますように、今年度、人事異動に伴う職員の人件費の減額が主なものでございます。加えまして、標準システム導入に伴う各種帳票の印刷代6万6000円。また、施設等保守管理委託料は、標準システム用LANケーブルの工事費を工事請負費で計上してございましたものを、委託料に組み替えるもので、合わせて、金額を精査したことにより、14万3000円とするものでございます。続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費3418万9000円の増額でございます。歳入のところで申し上げましたように、今年度実績による見込みの増でございます。8ページ、款8保健事業費、項2保健事業費、目1疾病予防費、9000円の減額でございます。胃がん検診及び乳がん検診の補助額が確定したことにより減額でございます。款9基金積立金、項1基金積立金、目1国保基金積立金102万4000円を計上しております。歳入のところでご説明いたしました前年度決算に伴う繰越金204万5000円のうち、おおむね2分の1相当の額を国保基金に積み立てるものでございます。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金112万円の増額でございます。こちらは、平成28年度の療養給付費等負担金の実績の過誤が判明したことに伴いまして、遡って調整率の修正を行い、算出された差額を県へ返還するため、112万円を計上しております。9ページ、款12保健事業費納付金、項1医療給付費分並びに款13予備費につきましては、財源の更正を行うものでございます。以上で、議案第65号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第66号、令和4年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第4号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8470万6000円とするものでございます。歳入の詳細をご説明いたします。6ページをごらんください。歳入でございます。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。補正額34万9000円。これは一般会計の繰入金となります。続きまして、7ページをごらんください。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。これは、大和診療所の職員の人件費でございます。給与改定による人件費の増額となっております。続きまして、款4予備費、項1予備費、目1予備費でございます。補正額1000円の減となっております。続きまして、款5前年度繰上剰余金、項1前年度繰上繰上げ剰余金、目1前年度繰上剰余金でございます。これは、前年度繰上剰余金の補填金1000円となります。先ほどの予備費1000円の減となっておりますが、これは3年度の決算によりまして大和診療所決算の補填金1000円を、予備費から振替させて

いただいて、補填するものでございます。以上で、議案第 66 号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、住民課長。

●**行田住民課長**

上程いただきました議案第 67 号、令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 17 万 4000 円を追加し、予算総額を 1 億 8894 万 9000 円とするものでございます。それでは、6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、42 万 4000 円の減額でございます。こちらは、その次にあります款 7 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入と合わせてご説明いたします。令和 3 年度の後期高齢者医療保険料等負担金が確定したことに伴い、町から広域連合へ支出しておりました保険料の精算を行ったところ、58 万 6000 円の返還を受けることになりました。また、今年度 10 月から窓口負担割合見直しに係る被保険者向けの周知用チラシの印刷代相当額 1 万 2000 円を広域連合から収入することになり、これらを雑入で収入し、代わりに一般会計からの繰入金を減額して調整するものでございます。続いて、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 17 万 4000 円の増額でございます。説明欄にありますように、職員の人件費の増額分を計上しております。以上で、議案第 67 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、建設課長。

●**永妻建設課長**

議案第 68 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 4 号についてご説明をいたします。今回の補正は、給与改定等に伴う人件費の補正、それから修繕費、燃料高騰によります動力費の補正などが主なものとなっております。第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入、第 1 款水道事業収益の補正予定額を 1799 万 7000 円とし、予定額を 2 億 820 万円とするものでございます。補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書で説明をさせていただきますので、以降、款の補正予定額のみを申し上げさせていただきます。支出の部、第 1 款、水道事業費用の補正予定額 1879 万 2000 円とし、予定額を 2 億 19 万 9000 円としてございます。第 3 条、議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費の補正でございます。これは職員給与費の給与改定に伴い、補正予定額を 112 万円とし、予定額を 1774 万 7000 円としてございます。第 4 条、他会計からの補助金の補正でございます。こちらは基準外繰入金の額になります。簡易水道事業運営のための、一般会計からの補助を受ける金額に 1799 万 7000 円を追加し、5840 万 8000 円とするものでございます。次に、主な補正内容について補正予算に関する説明書で説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入、款 1 水道事業収益の補正内容でございます。項 2 営業外収益、目 4 他会計補助金 1799 万 7000 円の補正でございます。これは先ほど申し上げましたが、基準外繰入れの繰入金の補正になります。次に、支出でございます。款 1 水道

事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費 994 万 7000 円の補正でございます。主なものとしまして企業会計に伴う、人件費、それから時間外手当の補正として 46 万 8000 円。こちらは、8000 円を計上してございます。次に修繕費 468 万 9000 円です。こちらは粕渕浄化槽ろ過水濁度計の修繕や、今後の修繕の対応を見込んだ補正になります。次に、動力費 455 万円の補正でございます。こちらは電気料の高騰に伴いまして、当初の見込みより大幅に増える見込みでございますので補正を行ってございます。次に目2 配水及び給水費 869 万 9000 円の補正でございます。主な補正は、手当 46 万 6000 円、こちらも給与改定それから漏水対応等に伴う時間外手当の補正になります。修繕費 760 万円、こちらは漏水対応の増加に伴う補正になります。動力費 56 万円、こちらは電気料高騰に伴う補正になります。次に、目5 総係費 28 万 3000 円の補正です。給与改定に伴う人件費の補正と、それから印刷製本費の方は、検針用ロール紙、納付書等の補正になります。次に項3、特別損失、目5 その他特別損失。マイナス 13 万 7000 円の補正でございます。こちらは賞与等引当金になります。実績によります減額補正になります。なお、この補正によりまして、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書を、それぞれ修正をしてございます。4 ページの予定キャッシュフロー計算書につきましては、当年度、純利益が 82 万 4000 円増加し、770 万 8000 円となっております。また資金期末残高は 76 万円増額し、105 万 5000 円となっております。5 ページの予定貸借対照表につきましては、資産の部、流動資産の現金預金が 76 万円増額をし、105 万 5000 円となっております。7 ページの予定損益計算書につきましては、当年度純利益が 770 万 8000 円となり、当年度未処分利益剰余金はマイナス 1 億 6449 万 2000 円となっております。以上、議案第 68 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 4 号について、ご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

次に、議案第 69 号から議案第 70 号までの一般事件案 2 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。議案第 69 号、町道路線の廃止についてご説明をいたします。この度、上程した路線は、路線番号 452、路線名は長藤宮内線でございます。起点は、美郷町長藤 958 番 8 地先、終点は美郷町宮内 778 番 4 地先でございます。この横断につきましては、都賀西から宮内の区間の主要地方道邑南飯南線と、今回、廃止を上程させていただきました町道長藤宮内線の交換に伴い、町道の路線を廃止するものでございます。区間の延長は 3404 メーターでございます。以上が議案第 69 号になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第 70 号、町道路線の認定について、ご説明をいたします。この度、上程しました路線は、路線番号 454、路線名は、都賀西宮内線でございます。起点は、美郷町都賀西 298 番 5 地先、終点は美郷町宮内 787 番 4 地先でございます。内容につきましては、先ほどの議案の関連になりますけれども、都賀西から宮内の区間の主要地方

道邑南飯南線と、町道長藤宮内線との交換に伴い、町道路線の認定を行うものでございます。区間延長は6280メートルでございます。以上が、議案第70号でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●福島議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、5日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は、5日月曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

(散会 午前 11時14分)